

石川県公報

平成31年3月12日

第13188号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		○平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告 (建築住宅課) 7
○水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の平成31年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間 (水産課) 1	○宅地建物取引士講習の指定公告 (同) 8	
○県道の区域の変更 (道路整備課) 3	選挙管理委員会	
○道路の占用を制限する区域の指定 (同) 3	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 8	
○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同) 4	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 8	
公 告		○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 8
○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課) 4	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数 9	
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課) 5		
○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課) 6		
○県営土地改良事業の工事完了公告 (同) 6		

告 示

石川県告示第81号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょうの各種苗の平成31年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

志賀事業所生産分

1 ひらめ

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 100mm内外	250,000尾	1尾 40円	平成31年6月1日から 同年7月31日まで	平成31年4月1日から 同年7月31日まで	放流用
全長 80mm内外	1,000尾	1尾 80円	平成31年6月1日から 同年7月31日まで	平成31年4月1日から 同年7月31日まで	養殖用

2 くろだい

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 50mm内外	200,000尾	1尾 9円	平成31年8月1日から 同年9月30日まで	平成31年4月1日から 同年9月30日まで	放流用

3 あわび

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 16~20mm	200,000個	1個 20円	平成31年5月1日から 同年10月31日まで	平成31年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

4 さざえ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重7g内外 (殻高30mm内外)	800kg	1kg 4,800円	平成31年9月1日から 同年10月31日まで	平成31年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

5 あかがい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 2mm内外	150,000個	1個 1円	平成31年8月1日から 同年9月30日まで	平成31年4月1日から 同年9月30日まで	

6 とりがい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 10mm以上	100,000個	1個 30円	平成31年6月1日から 同年8月31日まで	平成31年4月1日から 同年6月30日まで	養殖用

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重 5g内外	1,800kg	1kg 2,900円	平成31年4月1日から 同年7月31日まで	平成31年4月1日から 同年5月31日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 50mm内外	54,000尾	1尾 8円	平成31年7月16日から 同年10月31日まで	平成31年4月1日から 同年9月30日まで	
成 魚	470kg	1kg 800円	平成31年4月1日から 同年11月30日まで	平成31年4月1日から 同年11月15日まで	

2 にしきごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 50mm内外	4,000尾	1尾 18円	平成31年7月16日から 同年10月31日まで	平成31年4月1日から 同年9月30日まで	

3 やまめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	129,000粒	1,000粒 1,800円	平成31年11月1日から 同年12月15日まで	平成31年9月1日から 同年11月15日まで	
体重1.1~1.5g	46,000尾	1尾 12円	平成31年4月1日から 同年5月31日まで	平成31年4月1日から 同年5月15日まで	

4 かじか

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重0.2~0.3g	1,000尾	1尾 12円	平成31年7月1日から 同年8月31日まで	平成31年4月1日から 同年7月31日まで	

体重0.3~0.5g	48,500尾	1尾 15円	平成31年8月1日から 同年10月31日まで	平成31年4月1日から 同年9月30日まで	
------------	---------	--------	---------------------------	--------------------------	--

5 ほんもろこ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	6,000粒	1,000粒 400円	平成31年5月1日から 同年6月15日まで	平成31年4月1日から 同年5月31日まで	
全長 30mm内外	67,000尾	1尾 2円	平成31年7月1日から 同年9月30日まで	平成31年4月1日から 同年8月31日まで	
採卵用親魚	55kg	1kg 2,000円	平成31年4月1日から 平成32年3月15日まで	平成31年4月1日から 平成32年2月15日まで	

6 どじょう

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 20mm内外	200,000尾	1尾 3円	平成31年5月16日から 同年8月31日まで	平成31年4月1日から 同年7月31日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

石川県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
大谷狼煙飯田線	珠洲市狼煙新町イ部9番1地先から 珠洲市三崎町寺家サ部26番地先まで 及び 珠洲市狼煙新町イ部9番1地先から 珠洲市三崎町寺家サ部26番地先まで	旧	7.86~15.67	242.2	珠洲土木 事 務 所 維持管理課
		新	7.86~15.67 及び 14.52~51.00	242.2 及び 196.5	
"	珠洲市三崎町寺家サ部22番地先から 珠洲市三崎町寺家ケ部85番地先まで 及び 珠洲市三崎町寺家サ部22番地先から 珠洲市三崎町寺家ケ部85番地先まで	旧	4.43~33.22	1,943.7	"
		新	4.43~33.22 及び 10.30~111.03	1,943.7 及び 1,812.9	

石川県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、平成31年3月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路 線 名	占 用 を 制 限 す る 区 域	関係図面の縦覧場所
県 道	大谷狼煙飯田線	珠洲市狼煙新町イ部9番1地先から 珠洲市三崎町寺家サ部26番地先まで	珠洲土木事務所維持管理課
"	"	珠洲市三崎町寺家サ部22番地先から 珠洲市三崎町寺家ケ部85番地先まで	"

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月12日

石川県告示第84号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島イ100番1地先から 鳳珠郡穴水町字川島ヨ5番11地先までの上下線	平成31年3月12日

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ潟端店

河北郡津幡町字潟端447番1 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ハクトー 代表取締役 東 典弘

金沢市保古1丁目28番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2521番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年10月20日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,800平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

- 収容台数 73台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 25台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 54平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 14立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から翌午前0時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前5時から午後9時まで
- 7 届出年月日
平成31年2月22日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部交流経済課
- 9 届出等の縦覧期間
平成31年3月12日から同年7月12日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成31年7月12日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見を提出することができる。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 きずな	珠洲市	珠洲市野々江町え部32番ほか2筆
細川 昭夫	小松市	小松市小野町甲96番ほか3筆
農事組合法人 アイシーコマツファーム	小松市	小松市長崎町南55番2ほか3筆
有限会社 嵐農産	小松市	小松市河田町イ28番1ほか6筆
有限会社 岡元農場	能美市	能美市中ノ江町は15番1ほか16筆
桜井 隆雄	能美市	能美市新保町97番ほか2筆

南 洋	能美市	能美市新保町113番
農事組合法人 和多農産	能美市	能美市三ツ口町956番ほか33筆
農事組合法人 森農産	白山市	白山市平松町591番ほか5筆
農事組合法人 アグリ飯川	七尾市	七尾市飯川町い64番
農事組合法人 グリーン能登	七尾市	七尾市舟尾町東27番1ほか6筆
農事組合法人 ふぁーむ中島	七尾市	七尾市中島町中島上13番2ほか4筆
横山 孝博	七尾市	鹿島郡中能登町黒氏参五8番
小川 守	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町芹川へ73番
苗山 良晴	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸南41番ほか10筆
大岡 千一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町良川と12番1ほか5筆
株式会社 ゆめうらら	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町徳田新92番ほか12筆
農事組合法人 あぐり福野	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町福野耕9番ほか7筆
土橋 清紀	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町代田大178番3ほか3筆
橋本 堅一	河北郡津幡町	河北郡津幡町字舟橋207番ほか1筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町	河北郡津幡町字舟橋343番1ほか5筆
農事組合法人 アグロス御門	河北郡津幡町	河北郡津幡町字御門い48番1ほか6筆
有限会社 河原農産	河北郡津幡町	河北郡津幡町字能瀬北32番ほか4筆
農事組合法人 さかい	河北郡津幡町	河北郡津幡町字能瀬レ97番ほか8筆
農事組合法人 ファームくらみ	河北郡津幡町	河北郡津幡町字倉見ち10番ほか74筆
株式会社 池野 Labo	河北郡津幡町	河北郡津幡町字川尻へ190番1ほか42筆
農事組合法人 時国営農組合	輪島市	輪島市町野町東大野久保田88番1ほか15筆
栗蔵水稻 株式会社	輪島市	輪島市町野町栗蔵125番ほか135筆
農事組合法人 S K Yファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字柳田竹部21番ほか1筆
農事組合法人 神野	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字鶴町新9番ほか2筆
大山 直美	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字白丸373番ほか4筆
赤田 明	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字石井壺字1番1ほか3筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成31年3月12日から同月26日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 （面的集積型）	北免田・上島地区	平成31年3月4日

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業 (農業用排水施設)	吉 原	平成30年3月29日
県営土地改良総合整備事業 (暗渠排水施設)	〃	平成30年3月30日

平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成31年7月7日(日) 午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成31年9月15日(日) 午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成31年7月28日(日) 午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成31年10月13日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号
金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号
金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

4 その他

(1) 設計製図の課題は、平成31年6月12日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、石川県土木部建築住宅課又は一般社団法人石川県建築士会へすること。

宅地建物取引士講習の指定公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、法第18条第1項の規定に基づき石川県知事の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習を次のとおり指定した。

平成31年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

公益社団法人全日本不動産協会が、法第22条の2第2項の講習として実施する講習

選 挙 管 理 委 員 会**石川県選挙管理委員会告示第20号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成31年3月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

19,110人

石川県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成31年3月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,437人

石川県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成31年3月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,711人
七 尾 市 選 挙 区	15,186人
小 松 市 選 挙 区	29,637人
輪 島 市 選 挙 区	7,975人
珠 洲 市 選 挙 区	4,332人
加 賀 市 選 挙 区	19,079人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,112人
か ほ く 市 選 挙 区	9,776人
白 山 市 選 挙 区	31,101人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,010人

野々市市選挙区	14,118人
河北郡選挙区	17,697人
羽咋郡北部選挙区	5,994人
鹿島郡選挙区	5,094人
鳳珠郡選挙区	7,680人

石川県選挙管理委員会告示第23号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成31年3月12日

石川県選挙管理委員会

219,437人

